

やすらぎの村便り

介護保険を利用しての住宅改修について

介護保険サービスを利用し
て、以下のような住宅改修を行
うことができます。

①手すりの取り付け(トイレ、
階段、外階段、廊下、お風呂な
ど)

②床の段差解消(部屋、廊下、
トイレ、浴室など)

③床材の変更(部屋、お風呂
などの床を滑りにくい素材へ
の変更)

④引き戸への扉の変更、新設
(開き戸を折れ戸やアコードイ
オンなどへ変更)

⑤便器の取替え(和式便器か
ら洋式便器へ)

⑥①～⑤の改修に付帯する
もの。

対象者は、介護保険の要

介護認定で、要支援1・2、
要介護1～5と認定された
方で、費用負担は、他の介護
サービスと同様、実際にかか
った費用(ひとり生涯20万円
まで)の1割です。(一定以上
の所得者は2割または3
割)但し、要介護状態区分が
重くなつたとき(3段階上昇
時)、また、転居した場合は
再度20万円までが設定され
ます。

最近、トイレの立ち座りが
大変で手すりを取り付けた
い。お風呂に入る時、浴槽を跨
ぐのに手すりを付けたいなど、
お困りごとがあれば、是非「や
すらぎの村」へご相談ください。
また、「この場所に取り付け

できるの?」「どの辺に取り付
けたらいいの?」「どの業者に
頼めばいいの?」など分からな
いことがございましたら、専門
スタッフがご自宅までお伺い
し、アドバイスさせていただく
ことも可能です。上手に介護
保険サービスを使うことで、お
安く、安全に動作を行つていた
だくことができるようになります。



やすらぎの村

レンタル事業部 河内長野

所長 谷垣 雄基